

テ御座候ユヘトカク近クヨリ候テ申上ベキ旨申候テ、脇差ヲヌキ、二三間モ授丸腰ニ成リ、近ヨリ申候、此仕合故、式部殿モ少シユルカセニナラレ候、孫兵衛手ヲツキ、段々御不行跡ノ事、ケ様ケ様ノ御意ニテ候、此上ハ其分ニ差置レ難ク候間、私參候テ、奉討候ヤウニトノ御意ニ御座候由申モ果ズ、其マ、飛掛リ力量有之候ユヘ、式部ドノヲ押付、懷中ヨリ九寸五分ヲ取出シ、胸元ヘ押アテ、彼檢使ヲ呼候テ、此體慥カニ見届申サルベク候、腰ハ抜ケ不申候間左ヤウニ心得候ヘト申候テ、サテ式部ドノヲ引立、是迄ニ御座候、早ク御立退ナサレ候ヘ、私御供仕ベキ旨申候テ、夫ヨリ式部殿ト逐電イタシ候、檢使モ同心ニテ、早ク急ギ御立退候ヤウニ申候テ、ノカセ申ヨシニ候、略申始終見ゴトナル仕カタニテ御座候、

〔名家略傳三〕近松行重母

義士近松行重、赤穂を退き去るの後、その母とともに江戸に來り、族家に寓居せしめ、近きあたりに住みて、晨夕母のもとに行きて、起居を問へり、復讐のひと日前にあたりて、○中行重云、はやく大人に、この事○義士を聞えまゐらせば、吾身の上を哀しみ給ふて、朝夕の歎をそこなはんことをおもひて、あへて告げざりしといへば、母云、汝が言もうべなりとて、起て一間に入りしが、久しく待ども、出で來らざれば、行重おぼつかなくて、往て見るに、母みづから刃に伏して、傍に遺書ありければ、うち驚きつゝ、その書を見るに云、おそらくは母に心のひかれて、義氣の振はざることをおもへば、今吾先だち死して、汝が報國の志を專にせんとす、つとめばげみて、衆におくるゝこととなれどと懲に喻しけるほどに行重その書を見て、慟哭むこと大かたならず、悔云、我窮阨をもかるべしとはおもはじ、猶餘命のありながら、自殺したもふことの悲よと、千度百たび嘆きかなしみつゝ、同僚に喪の助けを請ひて、家あるじに、葬事のとりまかなひ託するよし、懲にかき述べ、